



「伊万里市新型インフルエンザ等対策行動計画」の改定（概要）

健康福祉部 健康づくり課

iMAR!

伊万里市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

○新型インフルエンザ等対策行動計画とは

新型インフルエンザ等感染症等の感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護すること、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、基本的な戦略や対策実行上の留意点、対策推進のための役割分担などについて、発生段階に応じた具体的な対策・行動を示すものです。

○計画改定の経緯

伊万里市新型インフルエンザ等対策行動計画（市行動計画）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画（政府行動計画）及び県が策定する佐賀県新型インフルエンザ等対策行動計画（県行動計画）を踏まえて策定するものです。

2014年（平成26年）11月に策定した市行動計画では、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものでした。

その後、2022年（令和4年）の感染症法改正により、平時から有事に備えた検査体制や医療提供体制等の構築の準備が推進されたことや、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）への対応の経験を踏まえ、2024年（令和6年）7月に政府行動計画が抜本的に改定されました。今般、2025年（令和7年）3月に県行動計画が改定されたことを受け、市行動計画を改定し、今後、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できる社会を目指すものです。

計画の対象となる感染症について

○新型インフルエンザ等感染症

- ・新型インフルエンザ
- ・再興型インフルエンザ
- ・新型コロナウイルス感染症
- ・再興型コロナウイルス感染症

※新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであり、多くの人が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速にまん延し、生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるもの。

※再興型インフルエンザとは、かつて世界的に流行したインフルエンザであって、現在の国民の大部分が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあるもの。

○指定感染症

- ・既知の感染症で、一類から三類感染症及び新型インフルエンザ等感染症と同等の措置を講じなければ、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるもの。
- ・病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延の恐れがあるもの。

○新感染症

- ・人から人に伝染する未知の感染症であって、重篤かつ、国民の生命及び重大な影響を与える恐れがあるもの。
- ・全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの。

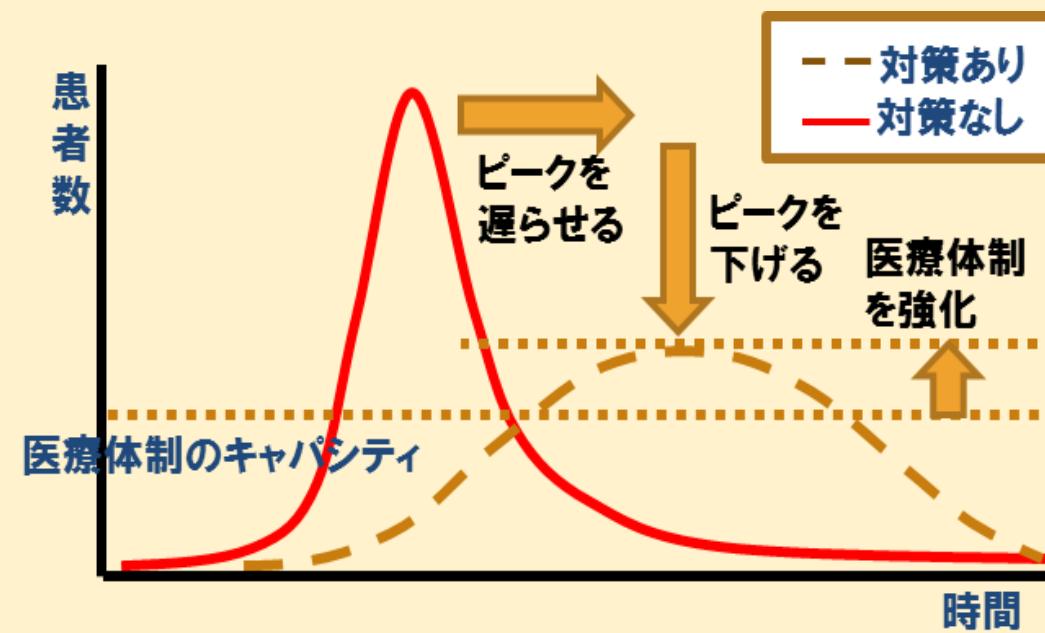
対策の基本的な考え方

○基本的な考え方

- 市民の命と健康を守り、救急医療や通常診療を確保する。
 - ・確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制する。
- 発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する。
 - ・感染症の特徴、病原体の性状、流行の状況、地域の実情等を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性、市民生活・市民経済への影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を選択し決定する。
 - ・市民の命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、業務縮小等による接触機会の抑制等の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行う。

○市民による対策

- 市民一人ひとりが、感染予防・感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが重要です。
- こまめな手洗いや換気、咳エチケット（適切なマスクの着用等）などの感染対策が基本です。



対策推進のための役割分担①

○国の役割（計画書P25）

- 国際的な連携の確保
- 県や市町、指定（地方）公共機関の対策を支援
- ワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進
- 政府行動計画に基づき、対策の着実な実施
- 定期的な訓練等により、対策の点検及び改善
- 発生時には、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進
- 国民等に対し、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有

○県の役割（計画書P25）

- 地域における医療提供体制の確保やまん延防止のため、基本的対処方針に基づき、的確に判断し対応する。
- 平時から、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養などの対応能力について、計画的に準備する。
- 有事の際は、迅速に体制を移行し対策を実施する。

○市の役割（計画書P25）

- 住民に対するワクチンの接種や生活支援、要配慮者への支援について、基本的対処方針に基づき、対策を実施する。
- 県や近隣の市町と緊密に連携する。

対策推進のための役割分担②

○医療機関等の役割（計画書P25）

- 地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結する。
- 院内感染対策の研修、訓練、個人防護具等の確保等を推進する。
- 医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて対応する。

○指定（地方）公共機関の役割（計画書P25）

- 特措法に基づき、その業務について対策を実施する責務を負う。
- 相互に連携協力する。

○市民等の役割（計画書P25）

- 新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動など、対策に関する知識を得る。
- こまめな手洗いや換気、咳エチケットなどの感染対策に努める。
- マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄に努める。
- 事業者は、職場における感染対策を行うことが求められる。

計画改定のポイント

POINT 1

平成 26 年に改定した計画を、約 10 年ぶりに抜本改革

POINT 2

新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症だけでなく、
その他の幅広い呼吸器感染症も想定

POINT 3

対策項目の取組を準備期・初動期・対応期の 3 期に分け、
準備期の取組を充実

POINT 4

対策項目を 6 項目から 13 項目に拡充し、内容を充実

伊万里市新型インフルエンザ等対策行動計画の全体像

第一部 新型インフルエンザ等対策特別措置法と政府行動計画

感染症危機を取り巻く状況や、新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定、新型コロナウイルス感染症対応での経験など、改定にあたっての背景や経緯等を記載。

第二部 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的と、時期に応じた対策の考え方、留意事項、対策推進のための役割分担、対策項目の実効性の確保など基本的な考え方等を記載。

第三部 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方及び取組

項目	内容
第1章 実施体制	<ul style="list-style-type: none">市の行動計画を必要に応じて作成・変更疑い事例発生で、必要に応じて、対策本部を設置し、情報収集、各課への情報提供
第2章 情報収集・分析	<ul style="list-style-type: none">流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に対策を切替え
第3章 サーベイランス	<ul style="list-style-type: none">平時から感染症の発生動向を調査し、早期探知有事のサーベイランスを実施
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none">平時からの感染症に関する情報発信、各種メディアのほか、DXの推進
第5章 水際対策	<ul style="list-style-type: none">県とともに有事に備えた訓練、必要に応じて関係機関との連携
第6章 まん延防止	<ul style="list-style-type: none">必要に応じて、感染対策の普及、情報提供流行状況によって、県と連携して、患者への対応、まん延防止策を検討、徹底する
第7章 ワクチン	<ul style="list-style-type: none">ワクチンの供給・接種体制の構築
第8章 医療	<ul style="list-style-type: none">救急医療や通常医療の確保をするため、医療提供体制を適宜整備する
第9章 治療薬・治療法	<ul style="list-style-type: none">国及び県と連携して、情報を市民に提供
第10章 検査	<ul style="list-style-type: none">有事に備え、検査体制を整備
第11章 保健	<ul style="list-style-type: none">感染症対応が可能な人材確保、専門職等の確保、研修・訓練実施
第12章 物資	<ul style="list-style-type: none">必要な感染症対策物資を備蓄、必要に応じて物資の配布
第13章 市民生活・市民経済	<ul style="list-style-type: none">必要に応じて、市民、事業者等に適切な支援を検討

第1章 実施体制（計画書P3 1～）

第1節 準備期 (計画書P3 1)

- ・市は政府行動計画及び佐賀県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。
- ・市は、市の行動計画を必要に応じて作成・変更する。
- ・市は、必要に応じて、県とともに新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や感染管理認定看護師等の専門人材、行政職員等の養成等を行う。

第2節 初動期 (計画書P3 3)

- ・県が、国内外で新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合、市は必要に応じて、対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進め、発生状況等の情報収集及び各課への情報提供を行う。
- ・市は、必要に応じて、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

第3節 対応期 (計画書P3 5)

- ・市は新型インフルエンザ等対策全般に係る業務を行う部署を新たに設置する等により、体制を強化する。
- ・市は初動期に引き続き、必要な人員体制の強化が可能になるよう、全庁的な対応を進める。
- ・市は、必要に応じて、県に対して応援を求める。
- ・市は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部を設置する。

第2章 情報収集・分析（計画書P37～）

第1節 準備期 (計画書P37)

- ・市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報収集について、平時から体制を整備する。
- ・市は、国から情報収集・分析の結果について共有された場合は、関係機関に速やかに共有するように努める。
- ・市は、国、県と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。

第2節 初動期 (計画書P39)

- ・市は、国から共有される国内外からの情報収集・分析から得られた情報や対策について、関係機関に共有するとともに、市民等に迅速に提供・共有する。

第3節 対応期 (計画書P40)

- ・市は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。
- ・市は国及び県と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。

第3章 サーベイランス（計画書P4 1～）

第1節 準備期 (計画書P4 1)

- ・市は、平時から、季節性インフルエンザや新型コロナ等の急性呼吸器感染症について、指定届出機関における患者の発生動向や入院患者の発生動向等の複数の情報源から流行状況を把握する。
- ・市は、国から感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等の情報等のサーベイランスの分析結果の提供を受けた場合は、分析結果に基づく正確な情報を市民等にわかりやすく提供・共有する。

第2節 初動期 (計画書P4 3)

- ・市は、市内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、国から共有された感染症の特徴や病原体の性状、臨床像等の情報を踏まえ、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、市民等へ迅速に提供・共有する。

第3節 対応期 (計画書P4 5)

- ・市は、国が公表した感染症サーベイランスの分析結果を市民等に分かりやすく提供・共有する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。

第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション（計画書P4 7～）

第1節 準備期 (計画書P4 7)

- ・市は、平時から、国、県から提供される感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（こまめな手洗い、換気、マスク着用等の咳エチケット、人混みを避ける等）感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策等について各種媒体を利用し、市民等にわかりやすく情報提供・共有を行う。

第2節 初動期 (計画書P4 9)

- ・市は、市民等へ情報提供・共有を行うに当たって、各種メディアのほか、対話型AIチャットボット等を活用するなど、DXの推進により対応能力の強化を図る。

第3節 対応期 (計画書P5 1)

- ・市は、初動期の対応を継続する。
- ・市は、病原体の性状等が明らかになった状況に応じて、市民が適切に判断・行動できるよう、科学的根拠等に基づいた正確な情報を速やかに周知する。

第5章 水際対策（計画書P54～）

第1節 準備期 (計画書P54)

- ・市は、県とともに、水際対策の実効性を高めるため、訓練等を通じて、関係機関との連携を構築する。

第2節 初動期 (計画書P55)

- ・市は、国や県と連携しながら、必要に応じて居宅等待機者等に対して、健康監視を実施する。

第3節 対応期 (計画書P56)

- ・市は、初動期の対応を継続する。

第6章 まん延防止（計画書P57～）

第1節 準備期 (計画書P57)

- ・市は、想定される対策の内容やその意義について県民等へ周知する。
- ・市、県及び学校等は、こまめな手洗い、換気、マスク着用等の咳工チケット、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
- ・市は、有事の対応等について、平時から市民等の理解促進を図る。

第2節 初動期 (計画書P59)

- ・市は、国及び県と連携し、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。

第3節 対応期 (計画書P60)

- ・市は、病原体の性状等に応じて対応を判断、県民生活や県民経済への影響を考慮しながら適切なまん延防止対策を講じる。
- ・市は、市民等に対し、基本的な感染対策の他、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を奨励、必要に応じてその徹底を要請する。
- ・市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。

第7章 ワクチン（計画書P64～）

第1節 準備期 (計画書P64)

- ・市は、県や卸売販売業者等と協議の上、ワクチンの供給体制（在庫状況等の迅速な把握、偏在時の在庫の融通方法、県との連携・役割分担）を整備する。
- ・市又は県は、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制構築のための必要な検討を実施する。
- ・市及び県は、新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性等の情報について、県民等へ周知し、市民等の理解促進を図る。

第2節 初動期 (計画書P68)

- ・市又は県は、国の方針に基づき、接種会場や接種に携わる医療従事者等を確保する。

第3節 対応期 (計画書P69)

- ・市又は県は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を実施、実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ、隨時見直し、柔軟に対応する。
- ・市又は県は、接種日程や会場等の情報や国からの情報について市民等へ周知する。

第8章 医療（計画書P72～）

第1節 準備期 (計画書P72)

- ・市は、県とともに、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、連絡協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援する。

第2節 初動期 (計画書P74)

- ・市は、県の一元的な入院調整との連携する。

第3節 対応期 (計画書P75)

- ・市は、初動期の対応を継続する。

第9章 治療薬・治療法（計画書P77～）

第1節 準備期 (計画書P77)

- ・国及び県が主導して対応する。

第2節 初動期 (計画書P78)

- ・市は、国及び県からの情報を市民に提供する。

第3節 対応期 (計画書P79)

- ・市は、初動期の対応を継続する。

第10章 検査（計画書P80～）

第1節 準備期 (計画書P80)

- ・市は、有事に備え、検査体制を速やかに整備できるよう準備する。
- ・市は、有事に備え、訓練等による定期的な確認する。

第2節 初動期 (計画書P82)

- ・市は、訓練等で検査体制を定期的に確認する。

第3節 対応期 (計画書P83)

- ・市は、初動期の対応を継続する。
- ・市は、抗体検査等の診断薬・検査機器等について、医療機関等に速やかに情報提供・共有を行う。
- ・市は、国が定める検査の目的等の情報を、市民等に分かりやすく提供・共有する。

第11章 保健（計画書P84～）

第1節 準備期 (計画書P84)

- ・市は、平時から感染症対応が可能な人材確保のため、保健師等の専門職の計画的な確保や研修等を実施する。
- ・市は、感染症有事体制に移行するため、全庁的な研修・訓練を実施する。

第2節 初動期 (計画書P87)

- ・市は、平時に行う業務について、一元化や外部委託をするなど、職員の負担軽減に取り組むとともに、可能な限り市民等向けの事業の維持を図る。
- ・市は、国の要請に基づき、必要に応じて適時に感染症指定医療機関への受診につながるよう周知する。

第3節 対応期 (計画書P88)

- ・市は、初動期の対応を継続する。
- ・市は、県が実施する、健康観察やサービスの提供に協力する。

第12章 物資（計画書P89～）

第1節 準備期 (計画書P89)

- ・県、市町及び指定（地方）公共機関は、県行動計画・市町行動計画及び業務計画に基づき、必要な感染症対策物資等を備蓄、定期的に備蓄状況等を確認する。
- ・市は、個人防護具を含む感染症対策物資等を計画的に備蓄するための必要な予算を確保する。

第2節 初動期 (計画書P90)

- ・市は、準備期の対応を継続する。

第3節 対応期 (計画書P91)

- ・市は、準備期の対応を継続する。

第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保（計画書P92～）

第1節 準備期 (計画書P92)

- ・市及び県は、関係機関との間で情報共有体制を整備する。
- ・市及び県は、支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みを整備
- ・市及び県は、感染症対策物資等の他、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する。
- ・市は、市民等に対し、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

第2節 初動期 (計画書P94)

- ・市及び県は、市民等に対し、生活関連物資等の適切な消費行動を呼びかける。
- ・市及び県は、事業者に対し、買占め・売惜しみがないよう、適切な行動を呼びかける。

第3節 対応期 (計画書P98)

- ・市及び県は、初動期の対応を継続する。
- ・市及び県は、新型インフルエンザ等緊急事態において、県行動計画・市町行動計画及び業務計画に基づき、必要な措置を実施する。
- ・市及び県は、国の方針を踏まえ、影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置やその他の必要な措置について、公平性にも留意し効果的に実施する。
- ・市及び県は、心身への影響を考慮し、自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防（虚弱、老化の予防）、子どもの発達・発育に関する影響への対応等を実施する。
- ・市及び県は、必要に応じて、教育及び学びの事業継続に必要な支援を実施する。